

閣下第四五號
起 昭和十八年三月八日 閣議
施行 昭和十八年三月十日
案 閣下
可 閣下
昭 閣下
和 閣下
年 閣下
月 閣下
日 閣下

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

外務大臣

由

海軍大臣

商工大臣

五

大東亞大臣

五

内務大臣

春

司法大臣

遞信大臣

五

陸軍大臣

五

大藏大臣

興

文部大臣

鐵道大臣

五

農林大臣

五

陸軍大臣

五

農林大臣

厚生大臣

五

別紙

緊急物價對策要綱

右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十八年二月十六日

内閣書記官長

内務大臣

大藏大臣

陸軍大臣

海軍大臣

農林大臣

商工大臣

逓信大臣

鐵道大臣

宛(各通)

厚生大臣
大東亞大臣
企畫院總裁
法制局長官
技術院總裁

緊急物價對策要綱ニ関スル件
緊急物價對策要綱別紙ノ通閣議決
定相成候條命ニ依リ通牒ニ及ビ候

決定後天公表也ス

別添附表ノ事項ハ通牒ニ
附記ス

一 發表ハシラス

二 次会ノ答弁ニ當

特ニ要ス

三 速ニ具體的ニ方針ヲ示シ

内訳決定スルニ付

糧制ヲ整備シツツ緊
ノ安定確保ヲ圖ル爲
物價政策ヲ確立實施

要物資並ニ戰時生活
爲増産増行上生ズベ
キ保障スルモノトス
タルモノトシ之ガ決
速的確ヲ期スルモノ
活必需物資ノ需要者

厚生大臣
大東亞大臣
企畫院總裁
法制局長官
技術院總裁

緊急物價對策要綱ニ関スル件
緊急物價對策要綱別紙ノ通閣議決
定相成候條命ニ依リ通牒ニ及ビ候

決定後天公表也

緊急物價對策要綱(案)

- 一、決定ヲセヨ
- 二、發表ハシム
- 三、次々ノ答弁ニ付
特ニ要スルモノハ
速ニ具體的ニ答
復シ
- 四、肉價決定スルニ付

國情ヲ整備シツツ緊
ノ安定確保ヲ圖ル爲
物價政策ヲ確立實施

要物資並ニ戰時生活
爲増産強行上生ズベ
キ保障スルモノトス

タルモノトシ之ガ決
定的確ヲ期スルモノ

活必需物資ノ需要者

厚生大臣
大東亞大臣
企畫院總裁
法制局長官
技術院總裁

緊急物價對策要綱ニ関スル件
緊急物價對策要綱別紙ノ通閣議決
定相成候條命ニ依リ通牒ニ及ビ候

緊急物價對策要綱(案)

第一 方針

戦力ノ飛躍的増強ノ要請ニ即シ大東亞自給自足體制ヲ整備シツツ緊要物資ノ緊急増産ニ資スルト共ニ國民戰時生活ノ安定確保ヲ圖ル爲、此ノ際左記要領ニ依リ戦争ノ現段階ニ即應セル物價政策ヲ確立實施セントス

第二 要領

- 一 國家ノ要請ニ基キ計畫生産ヲ遂行スベキ緊要物資並ニ戰時生活必需物資ニ付テハ其ノ生産所要量ヲ確保スル爲増産強行上生ズベキ生産量ノ昂騰ニ對處シ適正ナル生産者價格ヲ保障スルモノトス
- 生産者價格ハ適正生産費ニ適正利潤ヲ附加シタルモノトシ之ガ決定ニ當リテハ原價計算制度等ノ活用ニ依リ迅速的確ヲ期スルモノトス
- 三 計畫生産ヲ遂行スベキ緊要物資並ニ戰時生活必需物資ノ需要者

價格ハ原則トシテ之ヲ現行水準ニ据置クモノトシ其ノ生産者價格トノ差額ハ補助金制度ノ活用等ニ依リ之ヲ調整スルモノトス
補助金ニ依リ價格調整ヲ爲スニ當リテハ生産者ヲシテ増産ノ熱意ヲ振起セシムル爲メ生産者價格決定ノ敏捷的確ヲ期シ得ル機本制度ノ運用ヲ刷新スルモノトス
尙補助金制度ニ付テハ物資別價格調整機構ノ整備、現行各種補助金ノ整理等ヲ實施シ要スレバ之ガ綜合運用ヲ圖ル爲メ特別會計ノ設置ヲ考究スルモノトス
三、計畫生産ヲ遂行スベキ緊要物資並ニ戰時生活必需物資中需要者價格ノ改訂ヲ爲スモ其ノ循環的影響ヲ遮斷シ得ルコト明カナルモノニ付テハ生産者價格ニ懸ジ需要者價格ヲ改訂スルモノトス
四、特定緊要物資ニ付キ創意工夫トニ依リ計畫生産量ヲ超エテ増産ヲ爲シタル生産者等ニ對シテハ特別ナル報奨的措置ヲ講ジ得ルノ途ヲ拓クモノトス

五、生鮮食料品ニ付テハ其ノ特質ニ應ジ之ガ圓滑ナル供給ヲ確保スル爲メ現行水準ヲ維持シツツ彈力性アル價格ヲ設定スル等ノ措置ヲ講ズルモノトス
六、前各項以外ノ物資ニ付テハ原則トシテ現行價格水準ヲ維持スルモノトス
尙製品規格ノ簡素化ヲ圖ルト共ニ速カニ公定價格相互間ノ不均衡ヲ是正スルノ措置ヲ講ズルモノトス
七、輸入物資ニ付テハ計畫輸入數量確保ノ爲メ必要トスル價格ヲ認ムルコトトシ爲替交易調整特別會計ノ運用ニ依リ國內價格トノ調整ヲ圖ルモノトス

閣議五三號

起 昭和三十八年三月

閣議 昭和三十八年三月二日 施行

昭和三十八年三月二日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

外務大臣

海軍大臣

商工大臣

大東亞大臣

内務大臣

司法大臣

遞信大臣

警務大臣

大藏大臣

文部大臣

鐵道大臣

安撫國務大臣

陸軍大臣

農林大臣

厚生大臣

右閣議ニ供ス
別紙日滿北支糧穀交流ニ関スル件

由

卷

興

五

五

五

五

五

五

五

五

五